

医療法人並木会 次世代育成支援対策推進

行 動 計 画（第5回）

全ての職員が次世代育成支援の趣旨を理解・共有し、仕事と子育てを両立させて働きやすい環境をつくる第一歩として次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年 8月 1日から令和5年 7月31日の4年間

2. 内 容

目 標 1 計画期間内に妻の分娩時に特別有給休暇（就業規則第35条第1項第2号）を取得するような環境を整備し、期間内に12人以上の取得を目標とする

<対策>

- ・令和元年8月～ 管理職を対象として、次世代育成支援対策推進法の趣旨、就業規則の特別有給休暇について周知を図る為の研修を実施する。
- ・令和2年8月～ 各職場の意見集約を行い、改善点・要望をまとめる

目 標 2 令和5年7月31日までに子どもが親の働く姿を実際に見ることができる「子ども参観日」を開催する。

<対策>

- ・令和元年8月～ 管理職を対象として、次世代育成支援対策推進法の趣旨等の周知を図るため研修会を実施する。
- ・令和2年8月～ 子供参観日の実施についての委員会を設置し計画を策定。
- ・令和3年8月～ 開催施設の事例を参考に、子供参観日を開催。
- ・平成4年8月～ 各職場の意見集約を行い、改善点・要望をまとめる